

北海道教育委員会からのお知らせです。

返還する必要のない「奨学のための給付金」

～令和8年(2026年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書費、教材費、通信費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯及び低所得世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。今年度から給付対象を拡充しています。
- ◎ 奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。
- ◎ 「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、別途申請手続きが必要となります。

給付を受けられる方(次の条件に該当する方になります。)

- ◎ 令和8年(2026年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年(定時制・通信制を含む。中等教育学校後期課程は4回生から6回生)及び専攻科の生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ ①保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯②保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満(専攻科は、下記の区分世帯)
③生活保護受給世帯のうち「生業扶助(高等学校等就学費)」が措置されている世帯。

給付金額(生徒一人あたりの年額)

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯のうち生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯(年収270～380万円相当)	47,900円	16,830円	16,830円
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯(年収380～490万円相当)	35,930円	12,630円	
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満(年収380～600万円相当)かつ扶養する子が3人以上いる世帯			12,630円

※太枠部分は今年度からの拡充となります。該当する世帯にあっては、申請もれのないよう十分留意してください。

申請方法(対象となる生徒ごとに申請してください。)

- ◎ 北海道公立高校生等奨学給付金申請書を北海道石狩翔陽高等学校(事務室)へ提出してください。
- ◎ 昨年度給付された方についても再度申請が必要です。

支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、申請者の指定口座に振り込まれます。

【制度についてのお問い合わせ】

在学する学校の事務室にお問い合わせください。(電話:0133-74-5771)